

# 7 補装具・日常生活用具の支給

## 補装具費（購入、借受け又は修理）の支給 ⑤⑥

### 〔対象者〕

身体障害者手帳をもっている人や子ども又は以下の①②の要件全てに該当する人や子ども

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の対象疾患患者（359疾患）（21頁～24頁）
- ② 在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって診断される人や子ども

### 〔内容〕

障害を補うために必要と認められた補装具の購入、借受け又は修理に係る費用を支給します。補装具の購入、借受け又は修理には事前に申請が必要です。利用者負担については、所得に応じて負担上限月額が設定されます。なお、一定所得以上の場合は助成対象外となります。

※「補装具」・・・障害のある人等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等。

### 〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

補装具費の支給を受けられる方	種 目
視覚障害のある人や視覚障害のある子ども	盲人安全つえ
	義眼
	眼鏡
聴覚障害のある人や聴覚障害のある子ども	補聴器
肢体障害のある人や肢体障害のある子ども	義肢
	義手
	義足
	装具
	車椅子
	電動車椅子
	歩行器
	座位保持装置
歩行補助つえ（1本つえを除く）	
肢体障害のある子ども	頭部保持具
	座位保持椅子
	起立保持具
	排便補助具
音声・言語機能障害と肢体障害が重複している人や音声・言語機能障害と肢体障害が重複している子ども	重度障害者用意思伝達装置
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の対象疾患患者（359疾患）	上記の補装具について、申請書等に基づき、個別に支給の判断を行う。

※介護保険が優先的に適用される種類

- ①車椅子（電動車椅子を含む） ②歩行器 ③歩行補助つえ
- ①②③とも、介護保険で貸与される標準的な既製品の場合に限ります。

# 日常生活用具の給付・貸与 (身) (知) (精) (難)

## 〔対象者〕

在宅で生活する障害のある人及び障害のある子ども

## 〔内容〕

日常の便宜をはかるため、次の用具が給付されます。

日常生活用具の給付・貸与には事前に申請が必要です。利用者負担については、所得に応じて負担上限月額が設定されます。なお、一定所得以上の場合は助成対象外となります。

また、点字図書については一般図書の購入価格相当額を負担していただきます。

一部の種類で介護保険制度が優先的に適用されます。

※難病患者の対象品目（50頁）

## 〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

## 各種障害者手帳所持者の日常生活用具の給付品目 （平成30年4月現在）

種 目	対 象 者	公費負担上限額	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	18歳以上で下肢又は体幹機能障害2級以上	154,000円	8年
	特殊マット	18歳以上で下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する人に限る。）	35,640円	5年
		18歳未満で下肢又は体幹機能障害2級以上（原則3歳以上） 療育手帳A（原則3歳以上）		
	エアーマット	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則6歳以上）	104,760円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級 （原則6歳以上の常時介護を要する人に限る。）	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上 （原則3歳以上で入浴時に家族等他人の介助を要する人に限る。）	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上 （原則6歳以上で下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する人に限る。）	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則3歳以上）	159,000円 （つり具39,000円まで）	8年
	訓練いす	18歳未満で下肢又は体幹機能障害2級以上（原則3歳以上）	33,100円	5年
訓練用ベッド	18歳未満で下肢又は体幹機能障害2級以上（原則6歳以上）	159,200円	8年	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害があり、入浴に介助を必要とする人（原則3歳以上）	90,000円 （住宅改造助成を使わない場合＋工事費25,000円まで）	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上（原則6歳以上）	腰掛式 9,800円 差込式 4,450円 （便器に手すり取付の場合5,400円）	8年
	頭部保護帽 （※オーダーメイドのみ）	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、失調等により必要と認められる人 療育手帳Aで、てんかんの発生等により頻繁に転倒する人	レディメイド、革・スポンジ 12,525円 オーダーメイド、革・スポンジ 15,656円 レディメイド、革・プラスチック 30,282円 オーダーメイド、革・プラスチック 37,853円	3年

種 目	対 象 者	公費負担上限額	耐用年数	
自立生活支援用具	つえ（T字状・棒状）	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、必要と認められる人	3,150円	3年
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、家庭内の移動等において介助を必要とする人（原則3歳以上）	60,000円 （住宅改造助成を使わない場合＋工事費25,000円まで）	8年
	特殊便器	上肢障害2級以上（原則6歳以上） 療育手帳A（原則6歳以上）	123,120円 （住宅改造助成を使わない場合＋工事費25,000円まで）	8年
	火災警報器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 療育手帳A（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	15,500円	8年
	自動消火器	上記に同じ	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上（18歳以上で視覚障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 療育手帳A（原則18歳以上）	27,000円	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上（原則学齢児以上）	12,000円	10年
	聴覚障害者用 目覚時計	聴覚障害2級以上（18歳以上で聴覚障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要とみとめられる世帯）	15,300円	10年
	聴覚障害者用 屋内信号灯	聴覚障害2級以上（18歳以上で聴覚障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要とみとめられる世帯）	17,800円	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上（18歳以上で聴覚障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要とみとめられる世帯）	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う人（原則3歳以上）	51,500円	5年
	ネブライザー （※）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害があり、必要と認められる人（原則学齢児以上）	36,000円	5年
	電気式たん吸 引器（※）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害があり、必要と認められる人（原則学齢児以上）	56,400円	5年
	酸素ボンベ運 搬車	18歳以上で医療保険における在宅酸素療法を行う人	17,000円	10年
	盲人体温計 （音声式）	視覚障害2級以上（視覚障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（原則6歳以上）	9,000円	5年
	盲人用体重計	18歳以上で視覚障害2級以上（視覚障害ある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター） （※）	呼吸器機能障害3級以上で、在宅酸素療法を必要とする人又は人工呼吸器を装着している人	36,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由があり、発声・発語に著しい障害を有する人（原則学齢児以上）	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢障害2級以上（原則として現に情報機器（パーソナルコンピュータ）を所有していること）（原則6歳以上）	100,000円	6年
	点字ディスプレイ	18歳以上で重度の視覚障害（原則視覚障害2級以上）があり、必要と認められる人	383,500円	6年

種 目	対 象 者	公費負担上限額	耐用年数	
情報・意思疎通支援用具	点字器 (標準型)	視覚障害2級以上(原則6歳以上)	11,000円	7年
	点字器 (携帯用)	視覚障害2級以上(原則6歳以上)	片面書・アルミニウム製 7,416円 片面書・プラスチック製 1,700円	5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる人に限る)	63,100円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上(原則6歳以上)	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上(原則6歳以上)	99,800円	6年
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になる人(原則学齢児以上)	198,000円	8年
	盲人用時計	18歳以上で視覚障害2級以上(なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な人を原則とする)	触読 15,120円 音声 16,200円	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段が必要と認められる人	FAX 32,400円 テレビ電話 71,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害があり、本装置によりテレビの視聴が可能になる人	88,900円	6年
	人工喉頭 (笛式)	喉頭摘出し、音声・言語機能障害がある人	5,150円 カニューレ付 8,343円	4年
	人工喉頭 (電動式)	喉頭摘出し、音声・言語機能障害がある人	72,203円	5年
	人工喉頭 (拡声器)	喉頭摘出し、音声・言語機能障害がある人	29,160円	5年
	点字図書	視覚障害があり、主に情報の入手を点字によっている人(原則6歳以上)		
	排泄管理支援用具	難聴児用補聴器(※)	①市内に住所を有し、新生児聴覚検査で聴覚障害が発見された児童で、身体障害者手帳(聴覚障害)の対象とならない人 ②北九州市立総合療育センターからの意見書の提出があり、補聴器の装着が必要と認められる児童 ③両耳の聴力レベルが30デシベル以上の児童	高度難聴用耳掛け型補聴器(電池込) (片耳) 43,900円 (両耳) 87,800円 骨導式補聴器 87,800円 イヤモールド(片耳) 9,000円
ストーマ装具		ぼうこう機能障害又は直腸機能障害があるストーマ造設した人	蓄便袋2か月分 17,716円 蓄尿袋2か月分 23,278円 蓄便・蓄尿袋2か月分 40,994円	
紙おむつ等(※)		高度の排尿・排便機能障害又は脳原性機能障害があり、かつ意思表示等が困難な人	2ヶ月分 24,000円	
その他	収尿器	高度の排尿機能障害があり、必要と認められる人	男性用普通型 7,931円 男性用簡易型 5,871円 女性用普通型 8,755円 女性用簡易型 6,077円	1年
	住宅改造助成	①下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児以前非進行性脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)いずれかの3級以上を有する身体障害のある人及び身体障害のある子ども ②重度障害のある人及び重度障害のある子ども(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)	200,000円	

(※) のついている種目は医師意見書が必要な場合があります。

## 難病患者の日常生活用具の給付品目

種 目		対 象 者	公費負担上限額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある人	154,000円	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある人	35,640円	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない人	67,000円	5年
	体位変換器	寝たきりの状態にある人	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある人	159,000円 (つり具39,000円まで)	8年
	訓練用ベット	下肢又は体幹機能に障害のある人	159,200円	8年
自立生活支援用具	便器	常時介護を要する人	腰掛式 9,800円 差込式 4,450円 (便器に手すり取付の場合5,400円)	8年
	入浴補助用具	入浴に介助を要する人	90,000円 (住宅改造助成を使わない場合+工事費25,000円まで)	8年
	歩行支援用具	下肢が不自由な人	60,000円 (住宅改造助成を使わない場合+工事費25,000円まで)	8年
	特殊便器	上肢機能に障害のある人	123,120円 (住宅改造助成を使わない場合+工事費25,000円まで)	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700円	8年
在宅療養等支援用具	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある人	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある人	56,400円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な人	36,000円	5年
作居補宅助生用具動	居室生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある人	200,000円	

※介護保険対象者には給付または助成できない種目

- ①便器(腰掛式のみ) ②体位変換器 ③特殊便器(住宅改造で設置した場合のみ) ④特殊マット ⑤特殊寝台  
⑥特殊尿器 ⑦入浴補助用具 ⑧移動・移乗支援用具、歩行支援用具 ⑨移動用リフト ⑩エアーマット  
⑪居室生活動作補助用具 ⑫住宅改造助成(自立と認定された方でも給付できる場合があります)

# 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 児

小児慢性特定疾病医療費助成の医療受給者証をお持ちの在宅のお子さんに対し、車いすや特殊ベッド等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施するものです。

## 小児慢性特定疾病医療費対象疾病（対象疾患群）

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

## 〔対象者～以下のすべてに該当する方〕

- 1 北九州市内に住所を有する方
- 2 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- 3 児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費助成を除く）、障害者総合支援法の対象とならない方  
（身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方等は、障害福祉制度が優先します。）
- 4 日常生活を営むのに著しく支障がある在宅の方で、日常生活用具の給付を必要とする方

## 〔申請手続き〕

**\* 必ず事前にご相談ください。申請前の購入は公費補助の対象となりません。**

- 1 お子さんの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナーに下記の書類を提出してください。
  - (1) 日常生活用具給付申請書（区役所にあります）
  - (2) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
  - (3) 世帯全員の住民票（申請から3ヶ月以内のもの）
  - (4) 所得税（所得税非課税の場合は住民税）に関する証明書

## 〔保護者の一部負担について〕

世帯の収入状況により用具の給付に要する費用の一部を負担していただきます。また「給付の対象となる品目等」の基準額を超える費用についても自己負担となります。

## 〔その他〕

用具の耐用年数を経過するまでの間は、原則として再給付を受けることはできません。

## 〔窓口〕

各区役所 子ども・家庭相談コーナー

## 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業対象種目等

種目	対象者	性能	基準額 (耐用年数)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる)	4,810円 (8年)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,170円 (5年)
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300円 (8年)
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	166,320円 (8年)

種目	対象者	性能	基準額 (耐用年数)
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ①小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	64,800円 (8年)
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	97,200円 (8年)
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	72,360円 (5年)
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,200円 (5年)
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	76,030円 (5年)
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,130円 (3年)
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	60,910円 (5年)
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの。	21,600円 (1年)
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	40,820円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	38,880円 (5年)
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	170,100円 (5年)
ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	111,460円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	146,450円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	126,360円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。